

社会福祉法人大田幸陽会物品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大田幸陽会(以下「法人」という。)の物品を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象物品)

第2条 貸出しすることのできる物品(以下「貸出物品」という。)は、別表1に定めるものとする。

2 貸出物品に変更が生じる場合には、当該事業所長は、法人に報告をしなければならない。

(貸出しの対象)

第3条 法人は、次に掲げる団体等に物品を貸出しすることが出来る。

(1) 大田区内に居住する個人または大田区内に拠点を持つ団体(営利、宗教及び政治活動等を目的とするもの、反社会的勢力を除く)

(2) その他法人が認めたもの

(貸出しの承認)

第4条 物品の貸出しを受けようとする個人または団体の代表者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の1か月前から2週間前までの間に、物品借用書(様式1)を提出する。物品借用書は、個人情報保護規程に則って適切に管理する。

2 物品借用書に申請者の身分証明書の写しを添えて提出し、各事業所長の承認を受ける。

3 前項の身分証明書は、運転免許証または被保険者証等で個人の特定ができるものに限る。また、提出された証明書は、個人情報保護規程に則って適切に管理する。

4 過去の物品貸借等協力関係において、十分な実績が伴うと法人及び各事業所が判断する団体(町会・自治会等)については、第2項の身分証明書の写しの提出を省略できるものとする。

(貸出物品の使用区域)

第5条 貸出物品を使用できる区域は、大田区内とする。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(貸出期間及び返却)

第7条 貸出期間は、物品借用書記載の期間とする。貸出期間の延長は認めない。

2 貸出期間中の転貸は認めない。

- 3 貸出物品については、原則として定められた保管場所から貸出しを行ない、同じ場所に返還するものとする。
- 4 貸出物品は貸出時の状態に復帰して返還するものとする。

(弁償)

第9条 申請者は、貸出物品を亡失または損傷したときは、同一の物品またはこれに相当する代価をもって弁償する。

(免責事項)

第10条 貸出物品使用中もしくは運搬中の事故、盗難については申請者の責任とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

様式1(第4条関係)

年 月 日

社会福祉法人大田幸陽会
事業所名
事業所長 様

住所(所在地): _____
電話: _____
団体名: _____
代表者氏名: _____ 印

物品借用書

物品貸出要綱等を確認し、下記のとおり、物品借用の申請をいたします。

記

1. 使用目的: _____

2. 借用物品:

物品名	数量	備考

3. 借用期間: _____年 月 日から _____年 月 日まで

承認・確認欄

	年月日	承認・確認者氏名	確認事項
貸出承認日	年 月 日	事業所長	/
貸出日	年 月		物品・数量等異常なし <input type="checkbox"/>
返却日	年 月 日		破損・紛失等あり <input type="checkbox"/> ()個

連絡事項 _____

